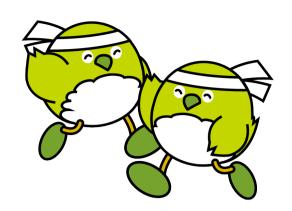
県税のしおりNo.4

地方消費税



地方消費税とは

地方消費税は、国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供等の国内取引及び外国貨物の輸入取引に対して課される税金です。

納める人

消費税の納税義務者と同じです。

これを詳しく言うと、

国内取引の場合は、課税資産の譲渡等を行う事業者です。

輸入取引の場合は、課税貨物を保税地域から引き取る者です。

納める額

※国、地方を通じた社会保障の安定財源確保と財政健全化を図るため、消費税率及び地方消費税率が、次のとおり2段階で引上げられました。なお、引上げ分の税収は、そのすべてが社会保障経費に充てられることとなっています。

	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から	令和元年10月1日から
地方消費税率	1%	1.7%	2.2%
(消費税率換算)	(消費税額の25/100)	(消費税額の17/63)	(消費税額の22/78)
消費税率	4%	6.3%	7.8%
合計	5%	8%	10%

申告と納税

国内取引の場合は、消費税と併せて税務署に申告して納めます。輸入取引の場合は、消費税と併せて税関に申告して納めます。

都道府県間の清算

地方消費税は、最終的に消費された都道府県の収入になるよう「消費に関連する指標」に基づき都道府県間で清算されます。

清算に使われる「消費に関連する指標」

- 小売年間販売額(経済産業省 商業統計)とサービス業対個人事業収入額(総務省 経済 センサス活動調査)の合算額
- 人口(総務省 国勢調査)

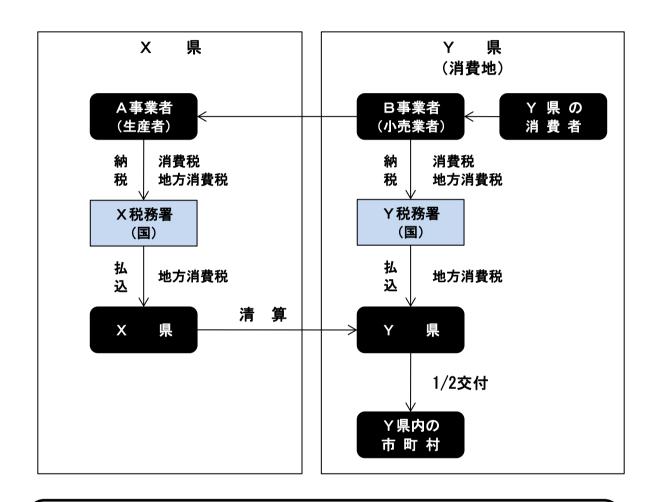
市町村に対する交付

都道府県間で清算された額の2分の1は、市町村へ人口、従業者数により按分して交付され、身近な行 政の貴重な財源としていかされます。

※引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金は、全てが社会保障費に充てられることを踏まえ、全額を 人口により按分して交付されます。

また、現行分の地方消費税に係る市町村交付金については、これまでどおり人口:従業員数=1:1 により按分して交付されます。

地方消費税の仕組み



詳しくは、大分県税務課へお問い合わせください。

〒870-8501

大分市大手町3-1-1 大分県総務部税務課

電話: 097-506-2384 (直通)